平成２４年（フ）第２６９号
広島県福山市川口町４丁目21番15号　だるま荘Ｂ－２
債務者　阿部　幸司
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第８３号
高知県四万十市中村大橋通７丁目３番３号　佐田アパート１Ｆ
債務者　篠田　吉和
1　決定年月日時　平成24年12月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで　高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第１１２号
佐賀県唐津市佐志375番地50　中山アパート２号
債務者　龍田　京子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月27日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２４年（フ）第８７号
福島県いわき市平字胡摩沢56番地の１　ルミネＢ201
債務者　山内　　忍
1　決定年月日時　平成24年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで　福島地方裁判所いわき支部

平成２４年（フ）第１２０４号
千葉県市原市磯ヶ谷11－１　市原刑務所内、住民票上の住所香川県高松市中間町568番地５
債務者　廣瀬　国博
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第１２３０号
千葉県市原市菊間2082番地　県営住宅42棟401号
債務者　高比良理香
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第７５号
石川県七尾市石崎町ホ部47番地
債務者　澤井　幸子
1　決定年月日時　平成24年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月28日まで　金沢地方裁判所七尾支部

平成２４年（フ）第１７５９号
愛知県海部郡蟹江町富吉２丁目99番地、従前の住所愛知県海部郡蟹江町本町11丁目70番地３
債務者　アーバン企画こと　飯田由美子
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３５７号
名古屋市北区龍ノ口町１丁目22番地　第２水光ビル301号
債務者　西　　惠子
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３３９１号
大阪府東大阪市稲葉１丁目５番７号
債務者　徳永　恵利
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１９０号
大阪市東住吉区桑津３丁目15番１号　和光マンション205号、前住所大阪市東住吉区桑津３丁目15番１号　和光マンション102号
債務者　川上　利光
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６２４６号
大阪市都島区都島北通２丁目15番12―506号、前住所大阪市都島区都島北通２丁目15番12―305号
債務者　黒田　健二
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３９３号
大阪府寝屋川市大成町10番10号
債務者　西尾　美紀（旧姓前川）
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６３９８号
大阪府大東市三箇１丁目13番16号　パークメゾン三箇２番館503号室、住民票上の住所大阪府大東市三箇６丁目22番13号
債務者　城間太郎こと　ラミロ・アレジャンドロ・サラス・モンテアグド
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６４６２号
大阪市都島区中野町１丁目６番19号　パークハイツ711号
債務者　嶋林　幸子
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６５３７号
大阪市東住吉区湯里６丁目13番18号　メーデルハイツ湯里302号
債務者　品川　　優
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部